

新型コロナウイルス感染症対策
原町商工会議所「新しい生活様式」対応支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策 原町商工会議所「新しい生活様式」対応支援事業（以下、「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する社会状況下において、感染拡大予防策の「見える化」、及び具体的な感染予防対策に取り組み、事業継続を図る管内商工業者を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本事業は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 管内商工業者（以下、「商工業者」という。）が講じる新型コロナウイルス感染拡大予防の取り組みを促進するため、新型コロナウイルス感染拡大予防チェックシート（以下、チェックシートという）の周知及び活用を図ること
- (2) チェックシートを活用して感染拡大予防に取り組むことを宣言した商工業者に対して支援金を支給すること
- (3) 前号の宣言をした商工業者へ、宣言をしている旨を店舗や事務所等へ表示するためのステッカーを配布すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業を行うこと

(支援金の対象者)

第4条 支援金の対象者は、次の各号いずれかを満たす者とする。

- (1) 原町商工会議所（以下、「当会議所」という。）の会員事業所であり、チェックシートを活用して感染拡大予防に取り組むことを宣言した事業所であること
- (2) 当会議所の非会員事業所である商工業者であり、南相馬市原町区内に事業所の所在地があり、チェックシートを活用して感染拡大予防に取り組むことを宣言し、かつ以下のいずれかを満たす事業所であること

(ア) 1期以上事業所得（農業所得は除く）の確定申告書を相馬税務署へ提出している個人事業所

(イ) 1期以上法人決算の確定申告書を相馬税務署へ提出している法人事業所

2 前項の要件を満たしている場合であっても、以下に該当する者は支援金の対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、チェックシートに記載された取り組みを実施するために必要な消耗品及び備品購入に要する費用を対象とし、上限は以下の通りとする。ただし、支援金の算定には消費税は含まないものとする。

(1) 会員事業所 上限20,000円

(2) 非会員事業所 上限 4,000円

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、別に定める「原町商工会議所「新しい生活様式」対応支援事業支援金申請書（以下、「申請書」という。）」に必要書類を添えて、1回に限り申請することができる。

2 支援金の支給に係る申請手続きは以下の通りとする。

(1) 1回目は、令和2年11月2日から令和2年11月30日午後4時受付分までとする（振込日：12月中旬）

(2) 2回目は、令和2年12月1日から令和2年12月25日午後4時受付分までとする（振込日：1月中旬）

(3) 申請可能期間は、令和2年12月25日までとし、この期間を過ぎてからの申請については支援金を支給しない

(支援金の支払方法)

第7条 支援金は、申請書へ記載された事業用で使用している金融機関口座へ振込により行う。

(支援金申請の特例)

第8条 申請者が死亡、廃業等により事業を廃止したときは、支援金を支給しない。
ただし、事業承継等により南相馬市原町区内に事業所を有し事業を継続している場合は、支援金を支給する。

(支援金の返還)

第9条 この要綱の規定に違反し不正な申請により支援金の支払いを受けた者に対して、当会議所は支援金の返還を命じることができる。

2 前項の返還命令を受けた者は、当会議所が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(実施期間)

第10条 本事業の実施期間は、常議員会において本要綱が承認された日から、令和3年2月26日までとする。

(個人情報の保護)

第11条 本事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）、及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱は、常議員会の議決を経なければ変更することが出来ない。

附則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。